

U I プロジェクト事業実施要綱

1 目的

奈良県内等の高等学校（以下「高等学校」という。）の協力を得て、県内外の大学医学部若しくは医科大学に進学した高等学校出身の医学生やその保護者に、奈良県で医師として勤務することを呼びかける文書を配付することで、「U I プロジェクト事業」を推進し、もって将来奈良県で活躍する医師の増加を図る。

2 実施機関

高等学校

3 事業内容等

(1) 事業実施内容

医学部若しくは医科大学に進学した卒業生やその保護者に対する、県作成U I 事業リーフレット等の文書の配付

(2) 事業実施期間

高等学校が定める開始日から当該年度の3月31日まで。

4 事務手続き

(1) 高等学校（県立）

①受託

高等学校は、受託する場合には実施計画書（様式1）を県に提出すること。

②令達

県は、県立高等学校から、実施計画書（様式1）を受領後、速やかに予算の令達を行うこと。

③事業完了報告

ア．高等学校は、事業が完了したときは、①の実施計画書を提出した当該年度の3月31日までに事業完了報告書（様式2）を県に提出すること。

イ．県は、事業完了報告を受けたときは、速やかに確認、検査を行うこと。また、予算令達分と差異がある場合は調整を行うこと。

(2) 高等学校（県立以外）

①受託

高等学校は、受託する場合には実施計画書（様式1）を県に提出すること。

②事業完了報告

ア．高等学校は、事業が完了したときは、①の実施計画書を提出した当該年度の3月31日までに事業完了報告書（様式2）を県に提出すること。

イ．県は、事業完了報告を受けたときには、速やかに確認、検査を行うこと。

③委託料の支払い

ア．②のイの確認・検査の後、高等学校は、請求書（様式3）を県に提出する

こと。

イ. 県は、③のアの書類を受理した日から30日以内に、高等学校に委託料を支払うこと。

5 その他

本仕様書に記載されているものの他、委託業務の実施に関して必要な事項は、当事者間の協議により決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年2月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月16日から施行し、令和元年度分から適用する。